浜田市専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市規則第22号

## 浜田市専決規則の一部を改正する規則

浜田市専決規則(平成17年浜田市規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第2個別専決事項総務部総務課関係事務の表中第11項及び第12項を 削り、同表の次に次の1表を加える。

## DX推進課関係事務

	本庁				支所		
専決事項	副市	総務	DΧ	副市	支所	防災	/#; #z.
	長	部長	推進	長	長	自治	備考
			課長			課長	
1 情報施策の企画		0					
及び調製に関する							
こと。							
2 市のホームペ			0				
ージ及びSNS							
の運用に関する							
こと。							
3 情報通信基盤		0					
整備の調整に関							
すること。							
4 ケーブルテレ		重要	軽易				
ビに関する調整		な事	な事				
に関すること。		項	項				
5 ケーブルテレ			0				
ビ(IRU施設)							
に関すること。							
6 庁内情報シス		0					
テムの管理及び							
技術的支援に関							
すること。							
7 情報セキュリ		0					
ティに関するこ							
と。							

別表第 2 個別専決事項総務部行財政改革推進課関係事務の表中第 11 項を 第 12 項とし、第 4 項から第 10 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 3 項の次に次 の 1 項を加える。

4 地方公社等に関		0		
する指針に関する				
こと。				

別表第 2 個別専決事項地域政策部政策企画課関係事務の表中第 12 項から第 15 項までを削り、第 16 項を第 12 項とし、第 17 項から第 19 項までを 4 項 ずつ繰り上げ、別表第 2 個別専決事項地域政策部まちづくり社会教育課関係事務の表中第 12 項を削り、第 13 項を第 12 項とし、第 14 項から第 19 項 までを 1 項ずつ繰り上げ、同表に次の 4 項を加える。

19 地域の活性化に	重要	軽易		
関すること。	な事	な事		
	項	項		
20 地域課題の把握		$\circ$		
及び解決に関する				
こと。				
21 まちづくりコー		0		
ディネーター及び				
地区サポーターに				
関すること。				
22 市民活動団体の		$\circ$		
支援に関するこ				
と。				

別表第2個別専決事項産業経済部商工労働課関係事務の表の次に次の1表を加える。

浜田駅周辺活性化推進室関係事務

	本庁			支所			
	副市	産業	浜 田	副市	支所	産業	
	長	経済	駅 周	長	長	建設	
専決事項		部長	辺 活			課長	備考
			性化				
			推進				
			室長				

1 浜田駅周辺の活	$\circ$			
性化に関するこ				
と。				

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。